

第3章 甲州市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、本計画に示すとおり指定文化財である建造物をはじめ、未指定の建造物も多数存在している。未指定の歴史的建造物の棟数のほうが当然ながら多いことを考えれば、本市の歴史的風致を維持向上させるためには、これら未指定の歴史的建造物へのケアが欠かせないが、保存に関しては文化財指定されてい



■経年劣化が進んでいる県指定文化財

る建造物には修理に際して補助金交付等の施策があるものの、未指定の建造物に対しては適切な維持管理は所有者に委ねるしかない現状である。

えんざんしもおだわらかみじょう

甲州市塩山下小田原上 条 伝統的建造物群保存地区については、築100年を超えた木造建築物を特定物件としているが、防災計画の策定や消火設備等の設置が済んでいない。活用についても、集落を巡る見学者が休憩等で利用できる建造物が少ない状況である。

(2) 農業景観に関する課題

甲州市を代表する風景として、塩山地域のモモやスモモ畑が山裾に展開している風景や季節的に現れるコロガキを干す風景、また勝沼地域^{かつぬま}のブドウ畑が台地を覆いつくしている風景などが挙げられる。しかし、生産者の高齢化や後継者不足は深刻で、耕作されない農地が遊休農地や耕作放棄地となり、良好な農業景観づくりを阻害することになりかねず、またブドウ栽培については、ワイン醸造の原料としてのブドウの不足を招く恐れもある。



■耕作されない土地が増えている

（3）歴史的建造物等を取り巻く環境に関する課題

伝統的建造物群保存地区である塩山下小田原上条では、重要伝統的建造物群保存地区に選定された平成 27 年度から見学者が大幅に増加した。見学の便を図るため統一した形状・色彩によるサイン計画を進めているが、駐車場やトイレなどの施設不足が深刻である。また、見学者が保存地区についての理解を深めるためのガイダンス施設もなく、見学者に不便を強いている状況である。



■上条集落では寺院の駐車場に
仮設トイレを置いている

市内には、保存地区以外にも良好な景観を作り出している歴史的建造物等があるものの、十分に活用されていない。

（4）歴史と伝統を反映した人々の活動に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する、歴史と伝統を反映した人々の活動は、熊野神社くまのじんじやの御幸行列みゆきぎょうれつ、恵林寺えりんじの「しんげんさん」、向嶽寺こうがくじの「あきやさん」、大善寺だいぜんじの藤切り祭などの祭礼や文化財の保護保存をはじめ、ブドウ栽培やワイン醸造、コログキづくりなどの営農・地場産業にいたるまで息づいている。

しかしながら、このような活動のうち祭礼・伝統芸能については、若年層の転出や少子高齢化などで担い手の確保が難しい状況にあり、各地区では祭典を縮小・簡略化する傾向にある。

（5）歴史的風致に対する認識向上と情報発信に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致は、本市の特徴を遺憾なく発揮した固有の資源であり、これを維持向上するのは、歴史や文化、伝統を今後のまちづくりに活かそうとする市のアイデンティティの確立のためであると同時に、観光資源としてより多くの交流人口を増やす施策のためでもある。市民だけでなく、市の内外に広く発信し多くの見学者を招き入れることで、本市固有の歴史的風致が認識され、維持向上しようとする意識の高揚につながるものと考える。

本計画で取り上げた歴史的風致のなかで、社寺名や「ブドウ」「コロガキ」などの物件名はよく知られているが、説明する機会や手段が少ないため、歴史的背景や多様性に関する情報を十分に提供できていない。また、説明板も設置した年度や地域によって仕様が異なるため、案内・誘導表示も含めて統一したものを設置する必要がある。



■30年が経過した古い案内看板

市域は起伏が大きく、景観を眺望できる視点場には事欠かないが、農業用のネットの青色やガードレールの白色が目立ち、良好な景観を阻害しているだけでなく、歴史的風致の認識や理解をしづらくしている。

歴史的風致を広い視野で理解してもらうため、平成27年度から「歴史的風致散策」を企画し、参加者とともに歩き解説を加えることで理解を促しているところであるが、参加人数に限りがあるため十分な効果が得られない状況である。

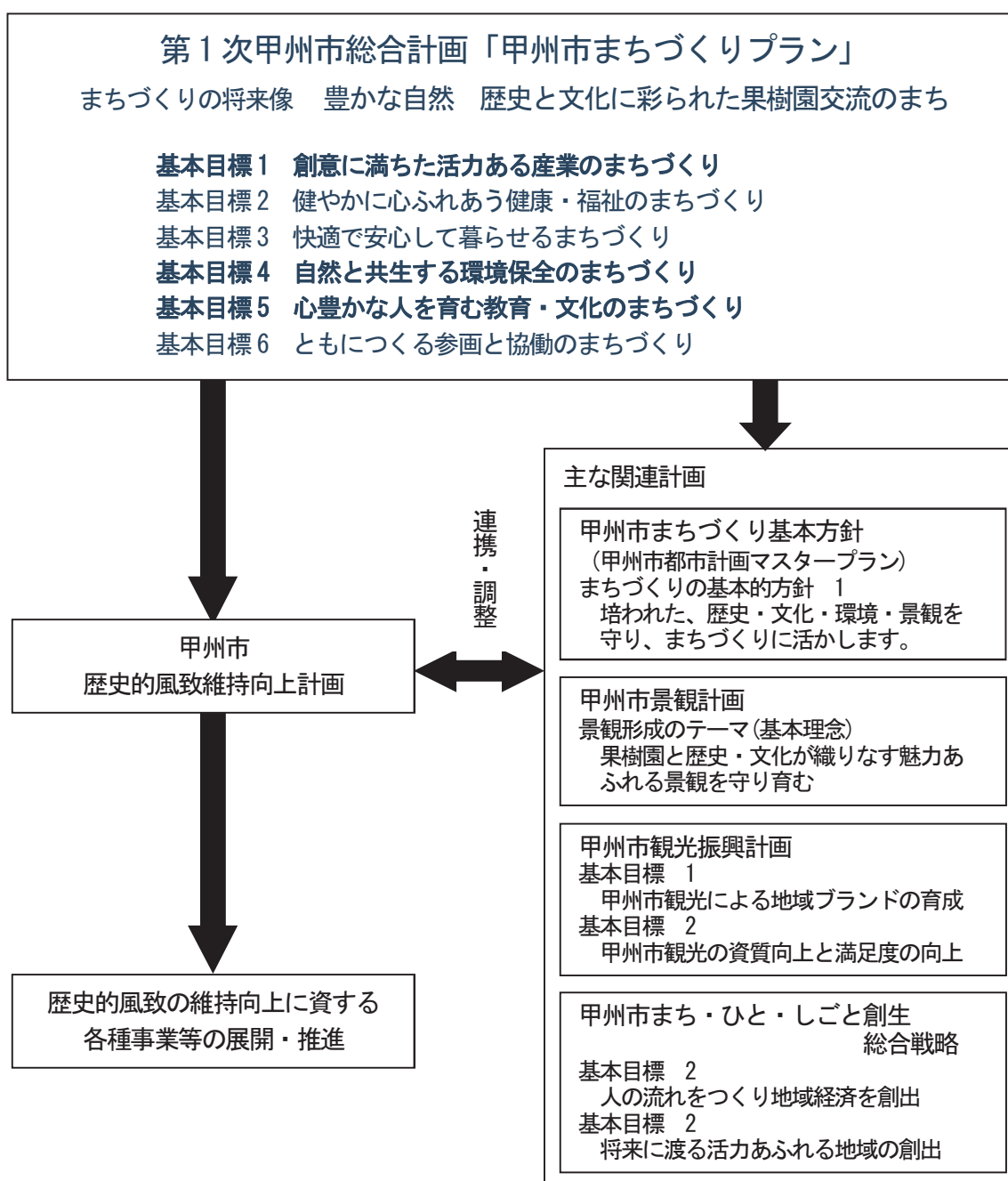
核家族化の進行に伴い地域コミュニティが希薄になり、少子高齢化が進む現在において、情報発信によりいかに関心を高め地域の担い手として活躍してもらうかは、大きな課題である。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性

(1) 第1次甲州市総合計画「甲州市まちづくりプラン」(平成20年度～平成29年度)

本計画は、市町村合併による甲州市誕生後の「すべての分野における行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”」であるとの位置付けで、平成20年3月に策定された。

「第1部 序論」、「第2部 基本構想」、「第3部 基本計画」からなり、第2部第1章第2節「まちづくりの将来像」では「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち」を掲げ、続く第3節「将来像実現のための基本目標」では6つの基本目標を示している。



(2) 甲州市都市計画マスタープラン「甲州市まちづくり基本方針」(平成21年3月)

甲州市都市計画マスタープランは、平成21年3月に策定された、概ね20年後の中長期を見据えた計画である。まちづくりの将来像を「歴史と文化を育むもてなしと暮らしやすさの果樹園都市」と設定し、4つの基本方針を定めた。この基本方針の最初に、「培われた、歴史・文化・環境・景観を守り、まちづくりに活かします。」とある。

4つの基本方針に基づき、市域を5つの地域に分けて構想を策定している。

【甲州市都市計画マスタープランにおける将来像とまちづくりの基本方針】

第Ⅲ章 全体構想

3 まちづくりの基本方針

3. 1 まちづくりの基本方針

1 培われた、歴史・文化・環境・景観を守り、まちづくりに活かします。

■築かれた歴史・文化・環境・景観を守り、新たな時代のまちづくりに繋げ、伝えることを基本とします。

■景観と果樹園、歴史と文化など、地域個性を尊重し、その魅力をいっそう高めるまちと里を創ります。

2 自然・農林と共生し、節度とまとまりのあるまちと里を守り、育てます。

■優れた自然条件を基礎にして、培われた果樹農業の環境を守り、これを乱すことのないまちづくりを進めます。

■都市活動による地域や環境への負荷を小さくし、果樹生産環境と調和した、新たな産業環境の形成をめざします。

3 安全で快適に暮らし続けることのできるまちと里を創ります。

■人口の減少や超高齢化社会に対処し、持続的なまちづくりを進めるために、都市づくりの無駄を避け、地方都市に見合った都市施設と土地利用のコントロールにより、市民が安心して快適に暮らせるまちと里を創ります。

■誰でも安心して暮らし続けることができる生活環境のまちと里を創ります。

4 誰もが参加できる、協働によるまちづくりを進めます。

■住む人も訪れる人も共に楽しみふれあうことのできるまちづくりを進めます。

■誰もが参加でき、自主的に役割を担う協働のまちづくりを進めます。

(3) 甲州市景観計画（平成24年12月）

「第1次甲州市総合計画」及び「甲州市都市計画マスタープラン」の中で提唱された持続可能なまちづくりを支えるため、景観法の適用を考慮した景観の整備、規制、誘導方針等を行うこととした。景観計画に基づく景観形成の基本理念を「果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる景観を守り育む」とし、3つの基本方針を定めた。

基本方針は、「1 眺望景観に関わる方針」、「2 地区景観に関わる方針」、「3 景観形成の進め方に関わる方針」で、このうち歴史的風致の維持及び向上に関するものとしては、「歩いて楽しむことができる景観を大切にする気運を高める」ための地区景観に関わる方針、及び「景観形成に取り組む姿勢」を示す景観形成の進め方に関わる方針が該当する。

【甲州市景観計画の基本方針】

第1章 景観計画の基本方針

1. 景観形成のテーマ（基本理念）

果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる景観を守り育てる

2. 景観形成の基本理念

1 眺望景観に関わる方針

- ①高台から見下ろす果樹地帯の景観を良好に保つ
- ②富士山、南アルプス、大菩薩嶺等の山並みが見える環境を大切にする

2 地区景観に関わる方針

- ①歴史的な資源を保全し次代につなげる
- ②果樹園の景観を保全する
- ③風土に育まれた甲州民家などを大切にする
- ④水路（堰）などの特徴的な水環境を大切にする
- ⑤看板や広告を秩序あるものにしていく

3 景観形成の進め方に関わる方針

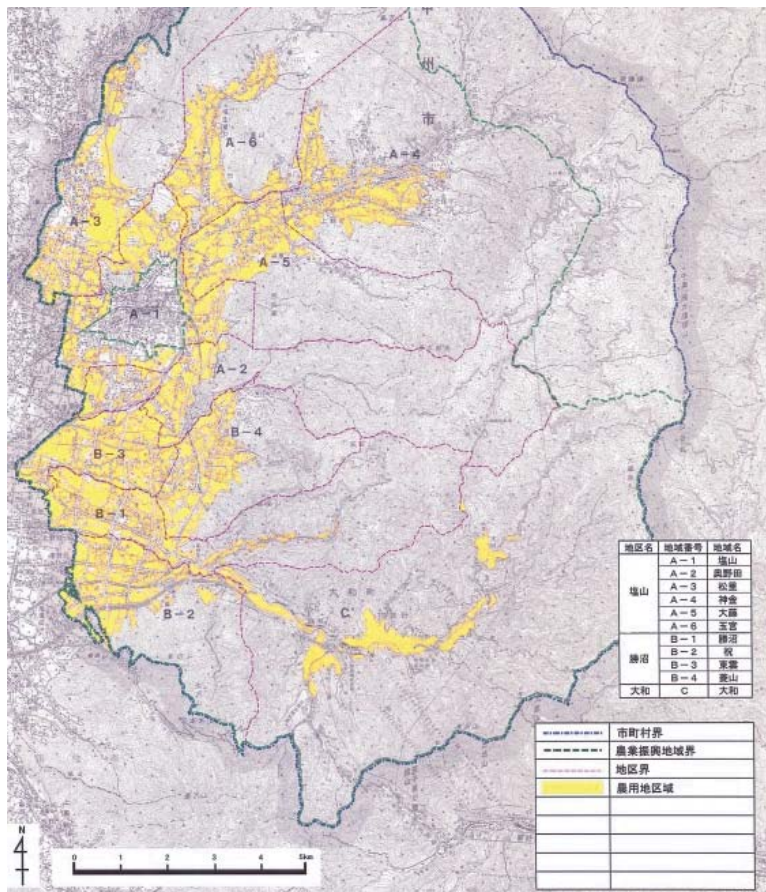
- ①市民が美しい景観づくりに参加しやすい環境を整え、地域の豊かさを創造する
- ②公共事業で手本を示していく

(4) 甲州農業振興地域整備計画（平成21年3月）

甲州農業振興地域整備計画は、農業振興地域の指定を受け、平成21年3月に策定された。

第1から第8までの計画からなり、「第1 農用地の利用計画」の中では、地域農業特性の上になんて、やまなし農業ルネサンス大綱との整合を図り、県オリジナル品種の導入や施設栽培、観光農業、花き栽培等の高収益な作目・作型の導入を推進し、産地のブランド化を図るため、一定の基準を満たしたブドウ、モモ、スモモ等の安定供給を目指した栽培方法を促進し、安定的な農業経営体の育成を図ることとしている。また、都市計画と農業との調整を十分に行い進めるとともに、「市街地型土地利用」拠点区域以外の地域においては、集落の計画的な整備を誘導し、集落の維持・発展を念頭に置き、地域バランスのとれた計画的な土地利用の推進等を行いながら、基盤整備導入農用地や集団的な優良農用地を積極的に保全し、耕作放棄地の発生を抑制するための諸施策を講じて農用地の確保に努めるものとしている。

「第3 農用地の保全計画」では、農道の整備等地域の実態に即した手法によって農用地の機能回復を図り、農業委員会を中心とした農用地のあっせん活動や農用地利用集積計画等によってこれらの農用地を地域農業の担い手へ集中することで、農用地の保全に努めるとし、「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」では、将来の市農業を担うべき新規就農者の育成・確保に努めるため甲州市地域農業再生協議会、フルーツ山梨農業協同組合等の関係機関と連携し、新規就農支援体制の充実・強化を図りながら、幅広く人材の掘り起こしを進めることと、将来の担い手確保のためには、子供達に農業体験の機会を多く提供する等、農業をより身近なものとし、魅力ある将来の職業として選択してもらえるような働きかけにも努めている。



■農業振興地域の指定の状況

（５）甲州市観光振興計画（平成27年度～平成31年度）

甲州市観光振興計画は、平成22年に策定した第1次計画に次ぐもので、5ヵ年の計画として
いる。近年の観光ニーズに対応すべく、「みんなでつくる・みんなが集う・観光のまち」を基本
理念とし、「甲州市観光による地域ブランドの育成」、「甲州市観光の質的向上と満足度の向上」、
「観光地としてのプレゼンスの向上」の3つの基本目標を設定し、これらを実現するため、3つ
の基本施策と8つの具体的施策を示している。

歴史的風致維持向上計画が、地域資源の魅力の発見や活用による地域振興を促すだけでなく、
観光の活性化も図ることを考えれば、歴史的風致維持向上計画は観光振興計画に合致するもので
ある。

【甲州市観光振興計画の目標】

第3章 甲州市観光の理念と目標

1. 基本理念

みんなでつくる・みんなが集う・観光のまち

2. 基本目標

基本目標1 甲州市観光による地域ブランドの育成

基本目標2 甲州市観光の質的向上と満足度の向上

基本目標3 観光地としてのプレゼンスの向上

第4章 今後の施策の展開

1. 施策体系

基本施策1 来訪者に対する受け入れ態勢の整備強化

具体的施策①観光拠点の整備強化

（１）観光施設の維持管理と整備

（２）美しい景観形成の推進

（３）観光案内・利便設備の整備

具体的施策②市全域のネットワークの構築

（１）歩く観光の全市周遊ルートの構築と整備

（２）市内の2次交通の整備強化

（３）観光拠点、イベントなどの観光資源の関連付け

具体的施策③協働による受け入れ体制の整備

（１）ホスピタリティの向上とヒトづくりの推進

- (2) 市民ガイドの人材育成、および認定・登録・顕彰制度の制定
- (3) 観光まちづくりに関する産・学・官の連携、異業種交流の推進
- (4) 地元住民と来訪者との交流促進

基本施策2 観光資源の磨き上げと発掘

具体的施策④文化・芸術の見える交流のまちづくり

- (1) 文化・芸術資源の発掘・継承と魅力の再発見
- (2) 市民の「みつけよう おらが地域の宝」活動を協力・支援

具体的施策⑤広域化・国際化に対応した観光地づくりの推進

- (1) 広域観光圏の推進
- (2) 外国人観光客の受け入れ態勢の整備と誘客の促進

具体的施策⑥新たな観光資源の創出

- (1) 自然
- (2) 歴史・文化
- (3) 産業

基本施策3 情報発信と人的ネットワークの構築

具体的施策⑦効果的なPR活動の強化

- (1) 観光のニーズに応える情報発信と様々なメディアへの対応
- (2) フルーツ娘や甲州市観光大使による情報発信
- (3) 戦略的な誘客宣伝活動の展開
- (4) 観光パンフレット、マップ類の整備

具体的施策⑧リーダーの創出

- (1) 人的ネットワークの構築
- (2) 人材育成

（6）甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年2月）

甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少問題の克服及び地域活性化を目指し、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）に基づき策定された。5つの基本目標と、目標達成のための21の具体的施策が挙げられており、基本目標のうち「2. 人の流れをつくり地域経済を創出」、「3. 未来の甲州市を担う人材の創出」、「5. 将来に渡る活力あふれる地域の創出」に、歴史的風致の維持及び向上に関連する具体的施策がある。

【甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び施策】

第2章 基本目標と発展課題

6. 甲州市人口ビジョンを達成するための基本目標

（3）甲州市総合戦略の基本目標

1. 甲州市に根ざした新しい雇用の創出
2. 人の流れをつくり地域経済を創出
3. 未来の甲州市を担う人材の創出
4. 生み・育むことにやさしい環境の創出
5. 将来に渡る活力あふれる地域の創出

「基本目標2. 人の流れをつくり地域経済を創出」の基本的方向

豊富な観光資源の磨き上げと発掘、フットパスコースの設定等、魅力ある観光ルートを開発し、観光情報・移住情報・子育て情報等の発信によるシティプロモーションを展開し、本市の魅力創出と効果的なPRを推進します。そして、来訪者が気軽に地域視察や周遊観光ができる環境を整備し、交流人口の増大から移住へと結びつけるようにします。（以下略）

「基本目標3. 未来の甲州市を担う人材の創出」

今後見込まれる交流人口の増大に対応する人材の育成を図り、受け入れ態勢の強化を促進します。また、地域で活躍できるシニア世代の人材活用や、未来をたくましく拓くことができるよう子どもたちへの教育に力を入れていきます。

「基本目標5. 将来に渡る活力あふれる地域の創出」

地域の拠点となる施設の整備や内外の人材の活用による地域コミュニティの活性化を図るとともに、高齢者にも安心して生活できるよう生活サービス機能の持続を進めます。また、市民主体の地域防災力の強化や人口減少社会に対応した公共施設等の適切な維持管理と空き家対策を推進することで安全・安心な地域環境づくりを進めます。

(7) 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画（平成27年2月）

甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画は、当該地区の特性を把握し、今後将来にわたって適切に保護保存ができるよう、特性を反映した修理・修景・許可の各基準を設けている。

「第1章 保存地区の保存に関する基本計画」では、上条集落は養蚕集落として養蚕に適した伝統的な主屋建築や蚕室などの附属屋が集まった小集落であるが、「養蚕が廃れた後も、比較的コンパクトな集落内に伝統的な主屋や蚕室が数多く残され、往時の風景が想像できることは貴重なことである。」としており、「第2章 保存地区内における伝統的建造物および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要があると認められる物件の決定」中の保存地区内における建造物の保存整備計画では、「上条集落の歴史的風致の空間構成を維持することを基本」とし、修理や修景を実施するよう定めている。

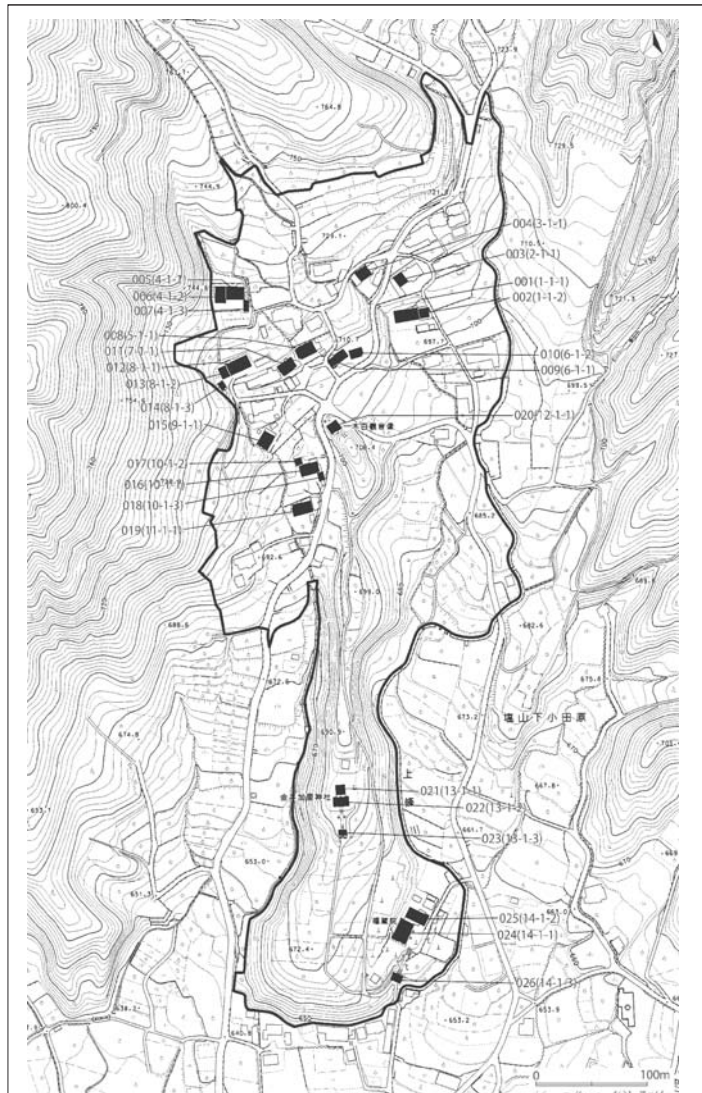
また、「第3章 保存地区の保存のため必要な施設および設備ならびに保存地区の環境の整備計画」では、必要な施設・整備として、ガイダンス施設、標識・案内板・説明板、防災施設、道路・水路の整備、電柱・架線の撤去、駐車場・公衆トイレの設置などを挙げている。

●条例制定年月日

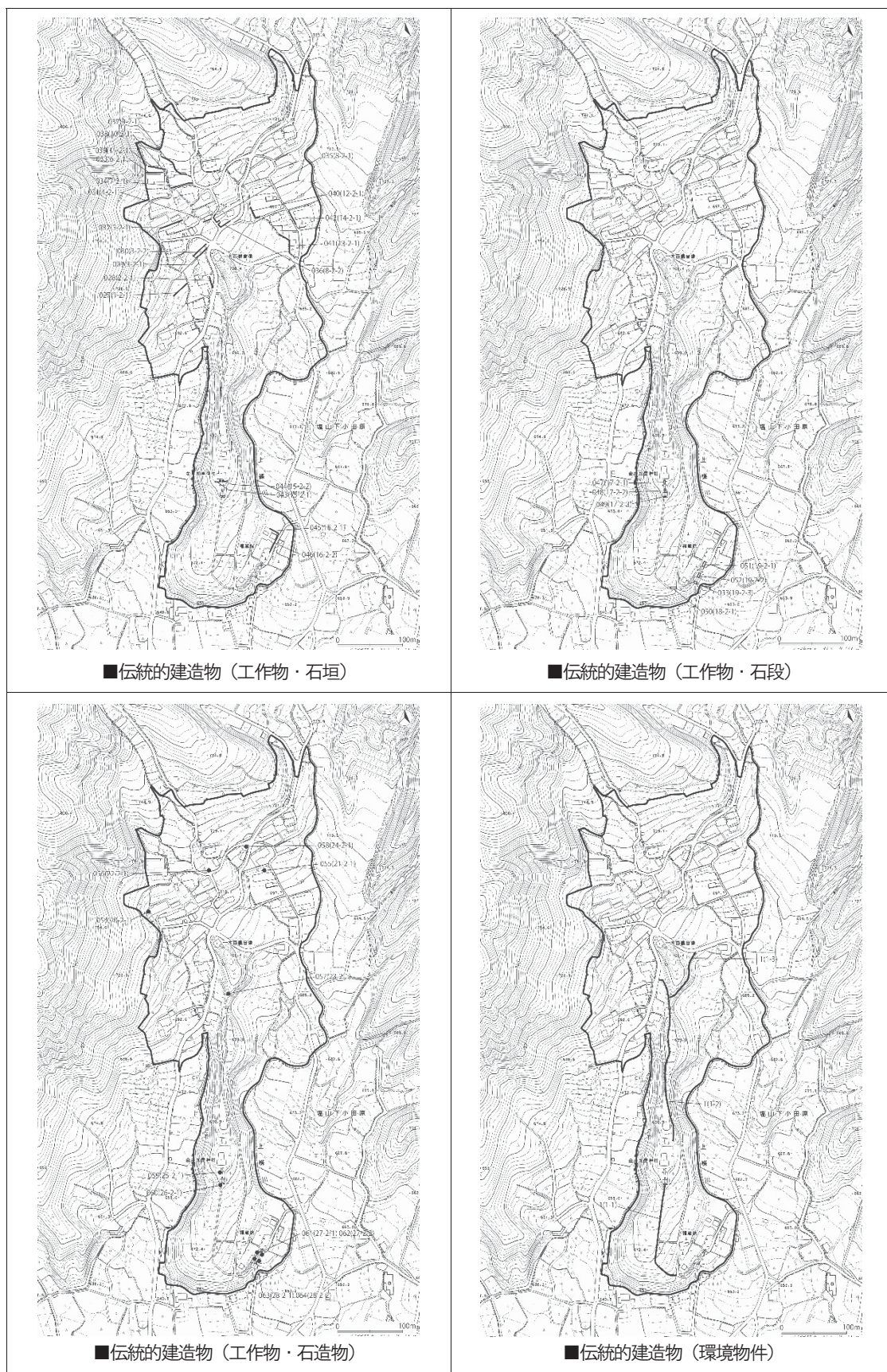
平成26年3月24日

●地区決定年月日

平成27年3月18日



■伝統的建造物群保存地区の範囲と伝統的建造物（建築物）



3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用の方針

歴史的建造物について、指定文化財は文化財保護法に基づき保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物は調査を実施するなどして積極的な指定に努めるほか、本計画に基づき修理等への支援を実施する。

指定文化財建造物は、文化財保護法や山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）及び甲州市文化財保護条例（平成17年甲州市条例第156号）、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年甲州市条例第3号）に基づき、保存・活用を図る。損傷が進行している指定文化財については保存計画を作成し、文化庁や山梨県教育委員会、専門家等の指導を受けながら、保存計画に基づく適切な保存修理に努めるとともに、所有者の協力のもと積極的な活用を図る。

指定文化財以外の建造物については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定することにより保存・活用を図るとともに、甲州市文化財保護条例に基づく文化財の指定、また、文化財保護法に基づく登録有形文化財を検討し、持続可能な維持管理を行う。なお、損傷が進行している建造物は、所有者等の理解を得たうえで上記のような対策を講ずるほか、所有者等に修理への支援策を示しながら負担の軽減を図り、周辺住民等との協働で維持管理や活用をしていく方策を検討する。

市が所有する歴史的建造物については、現状はすべて指定文化財又は登録有形文化財である。今後、公開や活用のための修理・修景を進めるとともに、周辺の散策路等を整備するなど、よりよい利活用環境を整える。

甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区については、保存計画（平成27年甲州市教育委員会告示第2号）に基づき、保存地区の特性を活かした整備を実施していく。具体的には、保存の対象としている特定物件については屋根の茅葺への復旧や外観建具の取替えなどを進め、特定物件以外の建築物については地区の特性にあった修景を行い、保存地区の歴史的風致を後世に伝えていく。また、市による土地・建物の公有化や修理・修景を実施することにより、見学者の利便性の向上を図る。なお、保存地区に係る防災計画について、平成28年度から調査を実施し、平成29年度に防災計画を策定する計画である。そのため、防災計画策定後に具体的な防災事業に着手する。

(2) 農業景観に関する方針

ブドウやモモ、スモモなどは市内で広く栽培されており、コロガキも近年では各所で生産されてきている。これら果樹栽培の活動が不活性化し、遊休農地が増加すると、甲州市にとっても大きな損失となる。そのため耕作放棄地の解消については、甲州農業振興地域整備計画に基づき、幅の狭い農作業道の整備を行い担い手への利用集積等を図るほか、耕作放棄地再生利用交付金などにより農地の再生を進める。また、市民農園の利用促進や、農業体験（甲州市農村ワーキングホリデー）、甲州市親元就労支援補助金などの支援事業を通じて新規就農者の確保や後継者育成を推進する。さらに、平成27年度から「甲州市新規就農定着支援に関する検討会議」を設置し、既存の就労支援制度の活用促進のための整備を進めている。

市では、甲州市総合計画や甲州市都市計画マスタープランなど、すべての計画に農業経営の強化策を示しているほか、ブドウ栽培と直接結びつくワイン産業の振興にも力を入れている。なかでも甲州市景観計画では、「景観の面からも果樹園を保全すべき対象として位置付け」と明記し、さらに文化的景観の地区決定を行い後世に伝えていくことを検討するとしている。これを受けて、市では平成28年度から29年度まで「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」の文化的景観について、文化庁の文化的景観保護推進事業により学術調査を実施している。

また、甲州市・山梨市・ふえふき 笛吹市・きょうとう 峡東3市と山梨県では、平成27年10月に「峡東地域世界農業遺産推進協議会」を設立し、「里地・里山の果実郷 峡東地域における四季を通じた果樹農業」として日本農業遺産・世界農業遺産の登録を目指している。

今後、文化的景観の調査および保存計画の策定を進めながら、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画を策定することも検討し、景観の保全に努める。

(3) 歴史的建造物等を取り巻く環境の保全

伝統的建造物群保存地区のような一体的な歴史的町並み周辺の歴史的環境と、見学者の利便性を向上させるため、甲州市景観計画などとも整合性をとりながら駐車場やトイレの設置について検討し、計画的な整備を実施する。空き家などの対策として、滅失防止や景観形成のため、居住などの本来の活用にとらわれず、まちづくり団体等と連携し、適切な利活用を図る。

伝統的建造物群保存地区以外の歴史的建造物を取り巻く環境は、既存の法制度の活用や各種事業の実施、景観計画に基づく景観形成重点区域の指定などにより、維持向上を図る。また、社寺を中心とした町並みをもつ集落や農業景観において、セギ（水路）は歴史的風致を構成する重要なものであり、甲州市景観計画にも「地区景観に関わる方針」で取り上げられている。修理を行う際には、周囲の景観を阻害しないよう、材料や工法を検討し実施する。

（４）歴史と伝統を反映した人々の活動の継承

歴史と伝統を反映した人々の活動については、担い手の育成や各種の支援策によって継承を図る。

祭礼や伝統芸能の活動継承について、担い手である地区住民の意識の向上を図るため、講演会やイベントなどを通じてその重要性や地区との関連性を再認識してもらうとともに、人材の不足を補うためボランティア等による協力体制の構築に努める。特に、次代を担う子どもたちが、地区の内外を問わず祭典の歴史や伝統芸能等に触れられる機会を創出し、祭典・伝統芸能関係者の理解のもとでの積極的な参加を促す。

（５）歴史的風致に対する認識向上と情報発信の方針

歴史的風致の認識を向上するための取り組みは、歴史的建造物付近や交通結節点等への説明板や誘導サイン等の設置を行う。説明板や誘導サイン等の設置にあたっては、景観計画との整合性をとることにより周囲の景観に配慮するとともに、デザインや色彩などの共通化を図る。

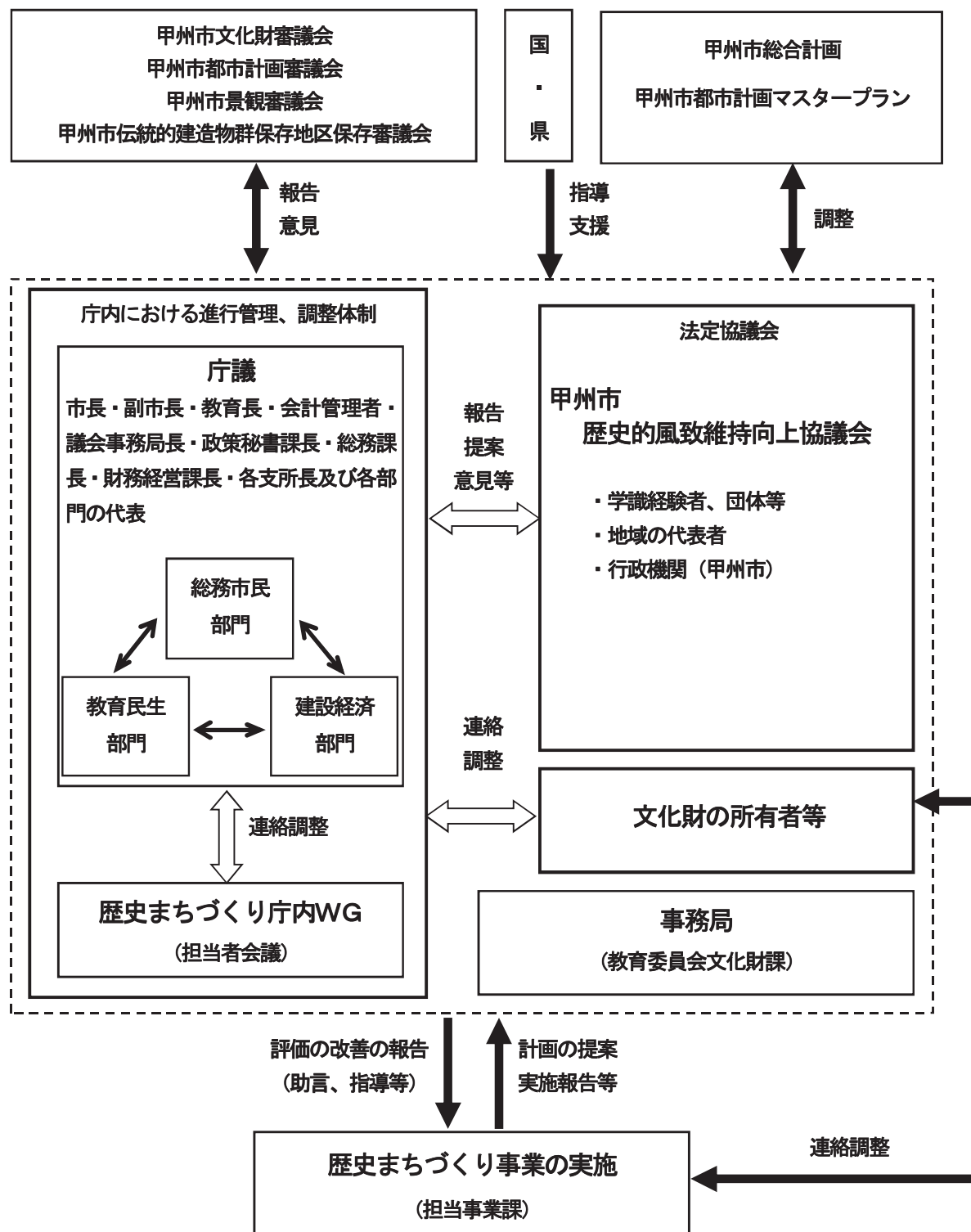
観光ボランティアガイド等の各種団体と協働してイベントを開催し、市内の歴史文化遺産についての情報発信を行うことで、市内外を問わず広く歴史的風致を紹介していく。また、平成 27 年度から実施している「歴史的風致散策」についても、定例化を図り開催を継続するほか、良好な農業景観づくりのため、視点場から見える青い農業用ネットの取替えの推進や、白いガードレールの景観色への塗り替えなどを市民と協働して行う。

歴史的風致に関係する文化財等の調査が十分に行われていない箇所については、適宜調査を実施し、調査成果を記録し保存するほか、情報の発信を逐次行う。

4 計画実現のための推進体制

本計画の推進、実施にあたっては、甲州市教育委員会文化財課歴史まちづくり担当に引き続き事務局を置き、歴史まちづくり法第 11 条に基づく甲州市歴史的風致維持向上協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進していくことを基本とする。

具体的な事業の実施に際しては、国や山梨県と協議し、庁内の関係各課で構成する甲州市歴史まちづくり庁内ワーキンググループでの連絡調整を行い、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議のうえ、実施していくこととする。



■計画の推進体制